

令和 8 年度 ミニアートギャラリー作品展示ガイド

(展示団体)

1: 展示できる団体は、相模原市内で活動されている団体とします。

展示を希望する団体は、以下に記載する内容を承諾のうえ、申し込んでください。

(展示作品)

2: 作品は、絵画・書・手芸・写真・寄せ植え・盆栽・フラワーアレンジメント等で、展示スペースに展示可能な作品に限ります。

3: 第三者の権利に抵触する作品および営利・宗教・政治活動に関わる作品の展示はできません。

(展示場所)

4: 展示場所は、総合学習センター（以下「センター」という。）1 階・2 階の指定した場所とします。具体的なスペース・寸法等は、別紙を参照してください。

(展示期間)

5: 展示期間は、令和 8 年 4 月 12 日（日）から令和 9 年 3 月 27 日（土）

までの指定された期間で、1団体の展示期間は、原則として、準備・撤去を含めて日曜日から土曜日までの1週間とします。

(展示希望の受付)

6: 受付期間はありませんが、必ず空き状況をご確認ください。

(令和7年3月23日(日)、毎月第3木曜日、年末年始(12月29日～1月3日)の休所日を除く)

所定の申込書に必要事項を記入の上、生涯学習センターの窓口へお持ちください。

申込書は、生涯学習センター窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

(展示団体及び展示期間の決定)

7: 申込書をご提出いただいた順に受付し、空き状況に基づき展示期間を決定します。

(展示方法とご注意)

8: 作品の展示・撤去およびそれに係る付帯作業(パネル組立・解体等)は、展示団体が行ってください。また、これら作業中は、他の利用者の迷

惑にならないよう心掛けてください。

9: 展示方法は、ワイヤーフック吊り展示、パネル展示または机上に展示する形態に限定します。釘打ちや粘着テープ等での壁面貼付は禁止します。

10: 作品名・作者名の名札を直接壁に貼付けることは禁止します。

11: 壁や建物、付属設備等の加工はできません。また、展示により、壁や建物を損傷した場合は、展示団体の負担で修復していただくことがあります。

12: 額の表面カバーは、原則としてアクリルのものを使用してください。

13: センター入口および展示場所の看板への案内表示は、展示団体が作成してください。案内表示の団体名称は、実際に展示を開始する時点のものとし、申し込みから展示を開始するまでの間に団体の名称が変更された場合は、速やかに生涯学習センターへご連絡ください。

14: 展示作品について、第三者の写真撮影を禁止する場合には、看板にその旨を記載してください。

15: 展示日程決定後、やむを得ない事情により展示を取りやめる場合は、速やかに生涯学習センターへご連絡ください。

16: 展示スペースと備品等の寸法については、別紙を参照していただき、

記載されたことを超える申請およびご要望には対応できません。

(展示の宣伝)

17:相模原市ホームページに年間展示予定団体の一覧を掲載します。

18:展示団体において、案内・パンフレット等を作成する場合は、必ず、代表者の連絡先・センターの休所日を明記してください。

(展示作品の管理)

19:展示作品は、すべて展示団体の責任において管理してください。

万一、作品の破損や紛失があっても、生涯学習センターでは責任を負いません。

20:作品その他、私物はお預かりできません。

(その他)

21:原則、展示団体の決定は1団体につき1週までですが、作品展示期間に空きがある場合は、1団体につき2週までとします。3週以上展示を希望される場合は、お申し込みの前に必ずご相談ください。

22:センターの休所日は、原則として、毎月第3木曜日および年末年始(12月29日～1月3日)です。

23:令和 8 年4月第1、2 週および令和 9 年 3 月最終週は桜まつり開催予定のため、展示期間対象外です。また、令和 8 年12月27 日(日)から令和 9 年1月 9 日(土)は年末年始のため、展示期間対象外です。

24:災害等の社会状況により、展示を休止する場合があります。

また、展示場所のレイアウトが変更となる場合がありますので、ご了承ください。

25:問い合わせ先は次のとおりです。

〒252-0239

相模原市中央区中央3-12-10

生涯学習センター(総合学習センター1 階)

電話 : 042-756-3443

Mail : shogaku-center@city.sagamihara.kanagawa.jp